

(案)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号、以下「無償措置法」という。）第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助並びに県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について次の事項を諮問します。

- (1) 中学校教科用図書、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）教科用図書の採択基準及び選定資料について
- (2) 平成28年度使用教科用図書の採択（県立中学校、特別支援学校（小・中学部））について

平成27年4月 日

平成27年度奈良県教科用図書選定審議会会長 殿

奈良県教育委員会

学 校 教 育 法 (抜粋)

(昭和22年 3月31日 法律第26号)

(最終改正 平成19年 6月27日 法律第98号)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

附則

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。